

平成 30 年 7 月 13 日

この度の平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

- お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
- 特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。
- お客さま専用フリーダイヤル **0120-331-788**
※ 受付時間：月-金 10 時から 17 時まで(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

2. 保険金の簡易迅速なお支払い

- お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。
- 特別措置の適用をご希望のお客さまは、事故報告時にお申し出ください。

事故センターフリーダイヤル **0120-818-230**

適用市町村

岐阜県 岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、
山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、
加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、
加茂郡東白川村、大野郡白川村

京都府 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、
与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

兵庫県 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、
西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、
神崎郡市川町、神崎郡神河町

高知県 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、
幡多郡大月町

愛媛県 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町

鳥取県 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、
西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日野町、日野郡江府町

広島県 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、
江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、
瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、
苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町

福岡県 飯塚市

島根県 江津市

適用日 平成 30 年 7 月 5 日～8 日

詳しい法適用日については内閣府ホームページでご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上